

○少年指導委員制度の運営に関する規程

(平成 6 年 3 月 7 日静岡県公安委員会規程第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）及び少年指導委員規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、少年指導委員制度の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動区域等)

第 2 条 少年指導委員の活動区域及び配置人員は、別表に掲げるとおりとする。

(委嘱)

第 3 条 少年指導委員の活動区域を管轄する署の長（以下「署長」という。）は、法第 38 条第 1 項各号に掲げる要件を満たし、少年指導委員として委嘱することが適當と認められる者を少年指導委員委嘱上申書（様式第 1 号又は様式第 2 号）により、警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。

なお、少年指導委員の任期中に欠員を生じたときについても同様の措置をとるものとする。

2 少年指導委員を委嘱するときは、委嘱状（様式第 3 号）、少年指導委員証（様式第 3 号の 2）及び少年指導委員記章（様式第 4 号）を当該少年指導委員に対し交付するものとする。

なお、署長は、少年指導委員の任期が満了したとき又は少年指導委員が解嘱されたときは、少年指導委員証及び少年指導委員記章を返納させるものとする。

(研修)

第 4 条 警察本部生活安全部人身安全少年課長は、少年指導委員の適正な職務の遂行に資するため、すべての少年指導委員を対象におおむね 1 年に 1 回定期研修を、新たに委嘱された少年指導委員を対象に委嘱後速やかに委嘱時講習を行うものとする。

2 定期研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 少年非行・風俗環境の状況に関すること。

(2) 法第 38 条第 2 項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関するこ。

(3) 法第 38 条の 2 第 1 項の規定による立入を適正に行うために必要な知識及び技能に関するこ。

(4) その他職務の適正な執行に資する事項に関するこ。

3 委嘱時研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法及びその他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資するための職務を行うために必要法令に関すること。

(2) 前項に規定する定期研修の研修内容に関すること。

(立入り)

第5条 署長は、法第38条の2第1項に規定する少年指導委員の立入りに係る静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）における承認後、当該少年指導委員に対し、次により立入りに関する指示をするものとする。

(1) 立入りの指示は、立入りに関する指示文書（様式第5号。以下「指示書」という。）の交付により行う。

(2) 前号に規定する指示書には、静岡県公安委員会公印規則（昭和62年静岡県公安委員会規則第4号）に規定する第7号印を押印し、立入り実施前に立入りをする少年指導委員による内容確認ができるよう交付する。

2 少年指導委員による立入りは、必ず警察職員が同行して行うものとし、身分を示す証明書（規則別記様式。以下「立入証」という。）を少年指導委員証に代わり携帯させるものとする。

3 少年指導委員による立入りの実施結果については、次により指示書の交付を受けた署長に対して行うものとする。

(1) 少年指導委員は、立入り実施後又は規則第9条第1項第2号に規定する立入りを実施すべき期間の満了後に速やかに行う。

(2) 報告は、実施結果報告書（様式第6号）により書面で行い、事前に交付を受けた指示書及び立入証を併せて提出する。

(指導等)

第6条 署長は、少年指導委員の毎月の活動計画を定め、活動実態を的確に掌握するとともに、その職務に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

2 署長は、少年指導委員が任務を遂行したときは、活動計画について報告を求め、その概要について少年指導委員活動記録簿（様式第7号）に記録しておくものとする。

3 署長は、少年指導委員活動に関して、次に掲げる事案が生じたときは、速やかに本部長に報告するものとする。

(1) 紛争、受傷事故等の事案

(2) 賞揚すべき事案

(3) その他特異な事案

(解囁)

第7条 署長は、少年指導委員が、法第38条第6項各号のいずれかに該当すると認めたときは、少年指導委員解囁上申書（様式第8号）により、本部長に上申するものとする。

- 2 本部長は、前項の規定により上申された者について審査を行い、解囑に相当すると認めたときは、公安委員会に報告するものとする。
- 3 少年指導委員を解囑しようとするときは、規則第8条の規定により当該少年指導委員に対し弁明の機会を与えるものとする。
なお、弁明の機会の供与は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に基づいて行うものとする。
- 4 少年指導委員を解囑するときは、解囑状（様式第9号）を、当該少年指導委員に対し交付するものとする。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月28日県公委規程第13号）

この規程は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成18年12月7日県公委規程第10号）

この規程は、制定の日から施行する。

附 則（平成19年6月7日県公委規程第11号）

この規程は、制定の日から施行する。

附 則（平成20年3月6日県公委規程第2号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月23日県公委規程第6号）

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日県公委規程第2号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月21日県公委規程第12号）

この規程は、平成21年6月4日から施行する。

附 則（平成23年3月10日県公委規程第4号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、様式第7号の改正は、平成23年3月17日から施行する。

附 則（平成25年3月21日県公委規程第1号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 17 日県公委規程第 1 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表中掛川地区の項の改正は、平成 27 年 3 月 17 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 9 日県公委規程第 1 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 10 月 12 日県公委規程第 9 号)

この規程は、平成 29 年 10 月 12 日から施行する。

附 則(平成 30 年 7 月 12 日県公委規程第 4 号)

この規程は、平成 30 年 7 月 12 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 28 日県公委規程第 2 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 16 日県公委規程第 1 号)

この規程は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(令和 5 年 8 月 14 日県公委規程第 15 号)

この規程は、令和 5 年 8 月 28 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

少年指導委員の活動区域及び配置人員

活動地域名	活動区域	配置人員
下田地区	下田警察署の管轄区域	5 人
伊豆中央地区	伊豆中央警察署の管轄区域	7 人
三島地区	三島警察署の管轄区域	8 人
伊東地区	伊東警察署の管轄区域	6 人
熱海地区	熱海警察署の管轄区域	6 人
沼津地区	沼津警察署の管轄区域	19 人
御殿場地区	御殿場警察署の管轄区域	5 人
富士地区	富士警察署の管轄区域	13 人
富士宮地区	富士宮警察署の管轄区域	7 人
清水地区	清水警察署の管轄区域	15 人

静岡中央地区	静岡中央警察署の管轄区域	21人
静岡南地区	静岡南警察署の管轄区域	10人
藤枝地区	藤枝警察署の管轄区域	6人
焼津地区	焼津警察署の管轄区域	5人
島田地区	島田警察署の管轄区域	5人
掛川地区	掛川警察署の管轄区域	5人
袋井地区	袋井警察署の管轄区域	4人
磐田地区	磐田警察署の管轄区域	6人
浜北地区	浜北警察署の管轄区域	5人
浜松東地区	浜松東警察署の管轄区域	9人
浜松中央地区	浜松中央警察署の管轄区域	18人
浜松西地区	浜松西警察署の管轄区域	5人